

製造業における諸課題について

I 「製造業のサービス化」について

1. 「製造業のサービス化」の定義・概念

近年、製造業企業において、モノの製造だけではなく、製品の保守・整備、レンタルなどの製品に付帯するサービスや顧客のニーズに応じたソリューションサービスを併せて提供する、いわゆる「製造業のサービス化」が進展してきている。

「製造業のサービス化」の定義・概念に関する事例

(6) 「製造業のサービス化」が加速

21世紀に入り、「製造業のサービス化」の動きが加速している。

本稿では、製造業のサービス化を、「製造業企業がモノの製造・販売だけでなく、サービスの提供を付加することにより、モノの価値の向上やモノの拡販を図ること」と定義する。さらに、単なるモノの製造・販売ではなく、「サービスの要素を含めたコトの提供」を行うという意識が伴っていることをサービス化の要件とみなし、サービスの対価を明示的に受け取る契約の有無や課金の形態は問わないことにする。

【出所】『つながる経済』がもたらす産業の大改革と日本製造業の生き残り策（産業学会研究年報 2018 巻第 33 号）

※国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）

（<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/sisj/list/-char/ja>）掲載

従来、多くの製造業においては、古典的なビジネスモデル（モノづくり・モノ売り）が基本であった。商品形態は「モノ＝製品（ハードウェア）＝商品」が基本であり、事業業態が「開発・製造・販売」の「フルセット垂直統合自前主義・抱え込み主義」、そして「直接対価取引」というものである。しかしながら、最近では製造業といえども「モノ売り」によって稼ぐだけではなく、商品形態においては「モノとサービスの組み合わせ」、また事業業態においても稼働課金等の「サービスビジネスモデル」を適切に擦り合わせ／組み合わせをしたものが多々見られるようになってきている。

【出所】『製造業のサービスモデル化』の基本パターン」（研究・イノベーション学会 第 31 回年次学術大会講演要旨集

2016 年） ※北陸先端科学技術大学院大学 HP（<https://dspace.jaist.ac.jp/dspace/handle/10119/504>）掲載

2. 「製造業のサービス化」の具体的事例

事例1：旅客機のジェットエンジン事業

エンジンの稼働時間や回転数に応じて航空会社から利用料金を収受するビジネスモデルであるが、エンジンの保守・修理サービスだけではなく、エンジンに搭載のセンサによりモニタリングされたデータを詳細に分析し、燃料消費が少ない最適飛行ルートを算出して、航空会社に提供するビジネスも併せて提供している。

事例2：複写機・複合機のマネージメントプリントサービス（MPS）

従来、企業向けの複写機・複合機のサービスについては、機器のリースによる提供、トナーなどの消耗品の販売や機器の保守点検サービス等により収益化を図るビジネスモデルが一般的であった。近年では、顧客企業の全拠点における複写機・複合機の一括管理・最適化を行うマネージメントプリントサービス（MPS）が主流となっており、クラウドストレージを併せて提供するケースもある。

事例3：乗用車のサブスクリプションによる提供サービス

乗用車メーカーのビジネスモデルは、利用者による購入（所有）が前提であったが、小売やサービス分野で一般的となってきたサブスクリプションサービスによる乗用車の提供サービスが登場した。契約期間において月々定額料金（保有に係る税金や任意保険等の負担を含む）により提供するサービスが開始された。提供される車種は限定されるものの

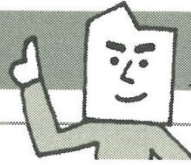
定期的に利用車種を変更できる、利用者にとって初期費用を抑えるだけではなく、自動車保有に係る諸手続が不要となるメリットがある。

3. 企業会計における「収益認識」について

国際的な会計基準との整合性を図ることを目的に2018年に企業会計委員会（ASBJ）から「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表された。

当該基準の原則は、「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額を描写するように収益の認識を行う」ことであり、顧客との間で結ばれた契約における「履行義務」ごとに区分して収益を認識することとされている。

収益認識の5つのステップ



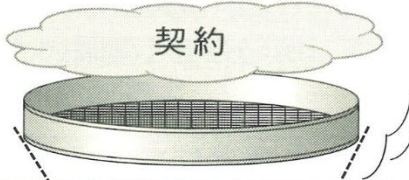
まずは、収益認識の全体像を把握しよう！

収益をどの単位で計上するか？

契約の識別
履行義務の識別

Step 1

ふるいにかけて、顧客との契約を識別



顧客との契約 (収益認識会計基準の対象)

履行義務 A

履行義務 B

履行義務 C

Step 2

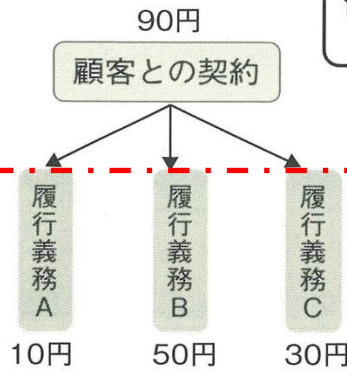
契約に含まれる履行義務を識別する

収益をいくらで計上するか？

取引価格の算定
履行義務に取引価格を配分

Step 3

契約はいくら？



契約額は100円だが、値引きが10円…

Step 4

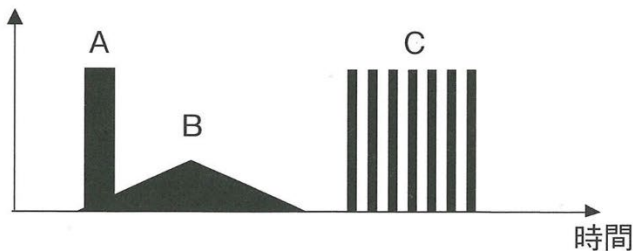
取引価格を履行義務ごとに分ける

収益をいつ計上するか？

履行義務充足により収益を認識

Step 5

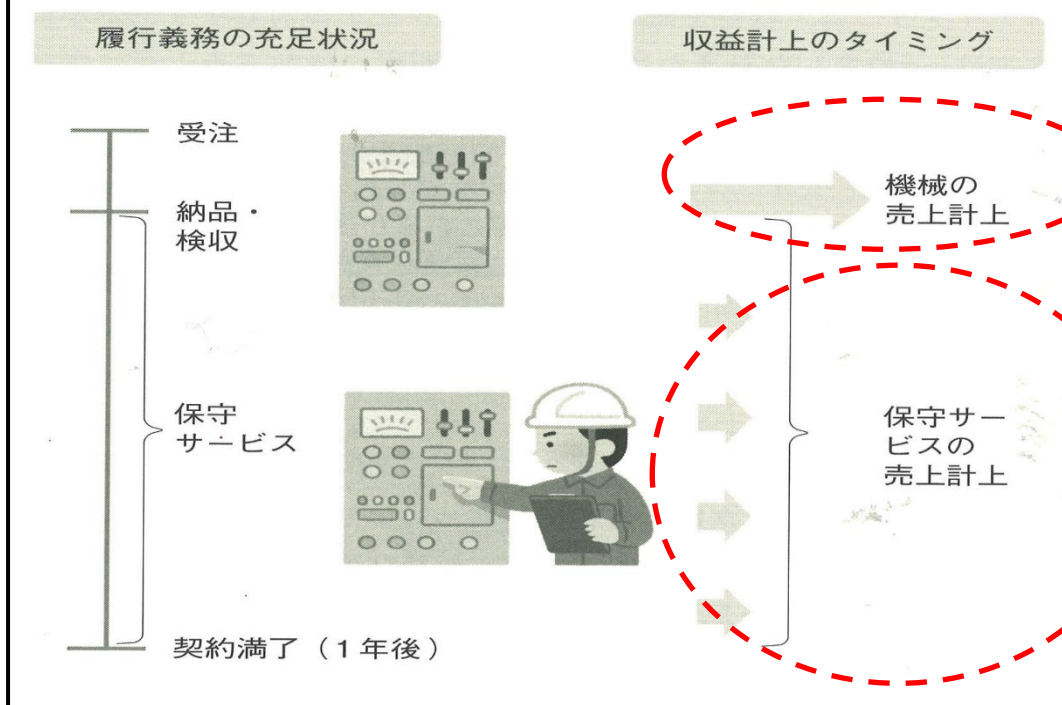
いつ、どれくらいの期間をかけ、履行義務を充足しているか



複数の履行義務がある場合の価格のばらし方

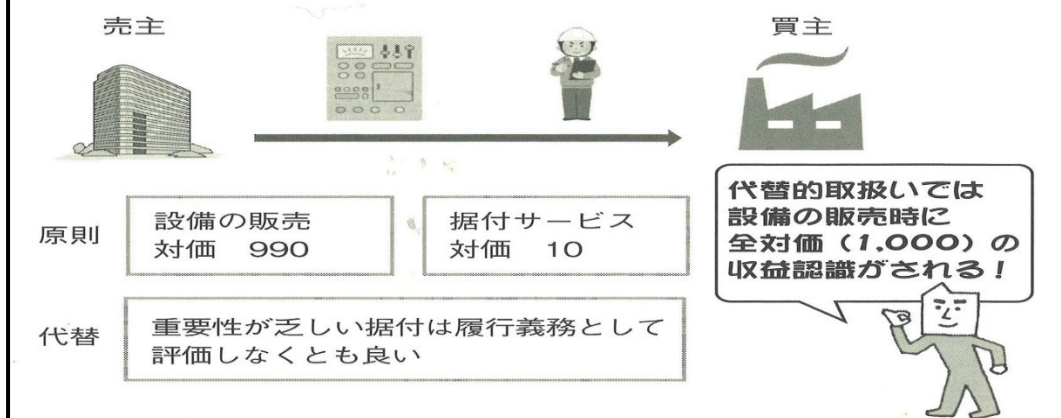
セットで販売されても、別個の履行義務の場合、ばらして収益計上しなければならない。そのため、セット価格をばらす必要がある。

例：機械と保守サービス1年分を販売した場合の履行義務の充足状況と、収益計上のタイミング



ステップ2における代替的取扱い

■ 設備を据付工事込で販売する場合の履行義務



【出所】「図解でスッキリ収益認識の会計入門」(EY 新日本有限責任監査法人)

4. 生産物分類の策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 製造業における生産物分類の設定にあたっては、製品とサービスがパッケージとな
って提供されているものであっても原則として、①製品とサービスを区分掲記する、
又は、②製品かサービスかいずれかに一括掲記する。その際、生産物分類の定義に漏
れや抜けなどの不備がないよう留意する。
- (2) 上記(1)の考え方を適用することが困難なケースについては、「サービス分野の生産
物分類（2019年設定）」（平成31年4月25日総務省政策統括官（統計基準担当）決
定）における取扱いと同様にパッケージサービスとしての設定の検討を行う。

<参考> 「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」におけるパッケージサービス

サービス分野の生産物分類（2019年設定）の利用上の留意点

2 個別事項

(4) パッケージサービス

本分類では、複数のサービスによって構成され、それぞれを区分して把握することが
困難な複合的なサービスを、パッケージサービスとして一つの分類項目で設定している。

(例)

- ・ 結婚式サービス
- ・ 葬儀サービス
- ・ 国内企画旅行サービス
- ・ サードパーティーロジスティクスサービス など

- (3) 上記(1)及び(2)の考え方については、今後の研究会における議論を踏まえつつ、企業
や業界団体等へのヒアリング等を通じて確認を行うこととする。
- (4) なお、上記(1)及び(2)の考え方に基づいて、前述の2. の事例の生産物分類について
整理を行うと次のとおりとなる。

事例1：旅客機のジェットエンジン事業

- 産業用機械器具のファイナンスリース（ジェットエンジン本体のリース）
- 輸送用機械器具製造業の生産物（ジェットエンジンのオーバーホール）
- 情報提供サービス（燃費・最適飛行ルートに関するデータ提供）

事例2：複写機・複合機のマネージメントプリントサービス（MPS）

- 事務用機械器具のファイナンスリース（複写機・複合機本体のリース）
- 産業用機械器具の保守・修理サービス（複写機・複合機の保守、点検、修理）
- 化学工業の生産物（インクカートリッジ）

※MPSには、コンサルティング等が含まれるケースも想定され、それぞれが区分困難な場合には、パッケージサービスとしての設定も併せて検討する。

事例3：乗用車のサブスクリプションによる提供サービス

- 自動車のレンタル／オペレーティングリース（乗用車のレンタル又はリース）
- 損害保険・損害共済サービス（自動車保険）
- 自動車整備サービス（車検及び事故整備）

II 生産設備を有しない（ファブレス）企業について

1. 「ファブレス」とは

ファブレスとは、fab(fabrication facility : 「工場」)を所有せずに製品の企画・設計を自社で行い、生産工程については外部に委託するビジネスモデルのことである。他方、その形態については、企画・設計のみに特化して製造工程全てを外注化しているケースから、重要な生産工程のみ自社保有の工場で行っているケースまで、企業戦略などによりその内容は様々となっている。

ファブレス関連用語

用語	定義・具体的内容	参考資料
ファブレス	fab(fabrication facility : 「工場」)を所有せずに製品の企画・設計を自社で行い、生産工程については外部に委託するビジネスモデル。	日本銀行調査統計局 「金融統計調査表の記入要領」
アンバンドリング	ビジネスの特色によってバリューチェーン（企業活動の川上工程から川下工程までの一連の業務の流れ）を解体し、その特定の業務に特化するビジネスモデル。	「図解&事例で学ぶ ビジネスモデルの教科書」（池本正純監修、カデナクリエイト）
EMS	"Electronics manufacturing service"の略称で、電子機器の受託生産を行うビジネスモデルであり、アンバンドリングの代表的事例。1990年代の米国のIT大手の生産見直しに伴って発展してきた。	「図解&事例で学ぶ ビジネスモデルの教科書」（池本正純監修、カデナクリエイト）
ODM	"Original Design Manufacture"の略称で、「相手先ブランド設計・供給」とも呼ばれる。製品の設計から開発までを受託者が行うビジネスモデル。	日本貿易振興機構（JETRO）・貿易・投資相談Q&A「OEM生産とODM生産の違い」（最終更新 2017年3月）
OEM	"Original Equipment Manufacture"の略称で、「相手先ブランド供給」とも呼ばれる。委託者のブランドにより製品を生産するものであり、委託者が製品の企画・設計について受託者に指示し、場合によっては技術指導も行う。	日本貿易振興機構（JETRO）・貿易・投資相談Q&A「OEM生産とODM生産の違い」（最終更新 2017年3月）
ファンドリ（foundry）	元々「鋳物工場」を指す言葉であったが、主に半導体業界で、自社では設計せずに顧客からの設計データに基づいて製品を造る受託生産会社の呼称となった。ODMの一種である。	大辞林第3版（三省堂）

S P A	<p>”Specialty store retailer of Private label Apparel ”の略称で、「製造小売」または「製造直販型専門店」などと訳される小売業の業態をいう。主にアパレル分野において、小売業者が自ら製品を企画、開発、生産し、販売する方法で、製品には自社のオリジナルブランドが付される。米国のG A P社が1986年に提唱した。</p> <p>なお、S P Aと呼ばれる業態には、ほぼ100%自社の企画、開発、生産による商品が販売されるケースもあれば、一部を外注化しているケースなど様々な形態が存在する。</p>	<p>「業種別会計シリーズ 小売業」(新日本有限責任監査法人)</p> <p>「会社四季報業界地図」(東洋経済新報社)</p>
PB	<p>”Private Brand”の略称で、小売業者が商品を企画して、メーカーが生産した商品を全量買取して自社ブランドとして販売するビジネスモデル。対義語としては、トップメーカーのオリジナルのブランド商品としての”National Brand(NB)”がある。</p>	<p>「日経業界地図」(日本経済新聞社)</p> <p>「ブランド戦略の実際(第2版)」(日経文庫)</p>

2. ファブレス企業の具体的事例

事例1：カジュアル衣料品メーカーA社

カジュアル衣料品の小売店舗を展開する企業を傘下に有し、製品の企画・製造・販売のプロセスを一貫して行うS P A（製造小売）により独自商品を消費者に提供するビジネスモデルが特徴である。

なお、同社は、素材の開発・調達や生産工程を全て外部委託している。

事例2：センサ・測定機器メーカーB社

F A（ファクトリーオートメーション）用センサや測定機器の大手メーカーであり、海外売上割合が50%を超える。同社は、開発部門と営業部門とが一体となった新商品開

発・市場開拓、工場を持たないファブレス、特定の商品や顧客に依存しないリスク分散により、景気動向や特定企業の収益動向に左右されにくいビジネスモデルが特徴である。

他方、ファブレスの実態としては、全ての製造工程を外部委託しているのではなく、一部工程については本社対応となっている（有価証券報告書において、個別財務諸表に「製造原価報告書」が掲載あり。）。

事例3：飲料メーカーC社

1980年代に「缶入り煎茶」を日本で初めて発売し、緑茶飲料という新しいジャンルを開拓したメーカーであり、その後、乳飲料メーカーとの協業や米国のコーヒーチェーン独占契約兼の取得など多角化を図っている。同社は「ファブレス（fabless 工場を有しない）」方式により設備投資リスクの軽減を図り、市場環境の変化に迅速に対応するために商品開発、セールスやブランド力強化に経営資源を集中しているのが特徴である。

ただし、原材料となる茶葉については、自社において、調達した荒茶を製品向けに火入れ・ブレンドを行い、飲料原料として製造を行った上で、茶の抽出からボトリングまでを受託製造企業に委託している。

3. ファブレス企業の産業格付けについて

(1) 日本標準産業分類 (JSIC)

JSIC では、製造問屋（自らは製造を行わないで、自己所有に属する原材料を下請け工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売りするもの）を卸売業に分類している。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。

【出所】「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」（総務省）

(2) 金融統計調査（日本銀行）

- ① 「金融統計調査」の業種分類では、JSICと同様に製造問屋については、卸売業に分類することとしている。

また、自らは製造を行わず、自己の所有する原材料を下請工場に渡して製品をつくらせ、これを自己の事業所名で販売するいわゆる製造問屋は、製造加工をしていませんので、「製造業」ではなく「卸売業」に分類します。

【出所】「金融統計調査表の記入要領」（日本銀行調査統計局）

- ② また、ファブレスメーカーについては、「製品の企画や設計のみを自社で行い、生産は外部に委託しているメーカー」として、企画・設計を主に行っている場合は、「学術研究、専門・技術サービス」、卸売を主としているものは、「卸売業」にそれぞれ分類することとしている。

(f) ファブレスメーカー（製品の企画や設計のみを自社で行い、生産は外部に委託しているメーカー）については、企画・設計を主にしているものは「学術研究、専門・技術サービス業」に、卸売を主にしているものは「卸売業」に分類します。

【出所】「金融統計調査表の記入要領」（日本銀行調査統計局）

(3)国際標準産業分類（ISIC）

①生産工程の一部のアウトソーシング

生産工程の一部を外部委託する場合には、その委託者（注文者）の生産工程全体が代表する活動が該当する細分類に分類される。

生産プロセスの一部のアウトソーシング

140. 生産プロセスの一部のみがアウトソーシングされている場合には、注文者は、生産プロセス全体を代表する活動が該当する細分類に分類される。すなわち、請負対象業務を含め、その単位が完全なプロセスを実施しているものとして分類される。

【出所】「全経済活動に関する国際標準産業分離第4次改定版（仮約）」（総務省政策統括官付（統計基準担当））

②生産工程全部のアウトソーシング

生産工程全部のアウトソーシングの場合については、次のとおりである。

(イ) 委託者（注文者）が生産工程において投入される原材料を受託者（請負者）に無償支給し、かつ、最終製品の所有権を有する場合には、製造業に分類される。

(ロ) 委託者（注文者）が生産工程において投入される原材料を受託者（請負者）に有償支給する場合、又は、受託者が自己調達している場合では、委託者は「受託者から販売目的の商品を仕入れている」という実態を踏まえて、卸売及び小売業に分類される。

生産プロセス全部のアウトソーシング

142. 一般的に言って、注文者が財あるいはサービスの生産プロセス全部をアウトソーシングする場合でも、その単位が生産プロセスを自身で実施しているものとして分類される。このルールは、特に、建設業などのサービス生産活動に適用される。しかし、製造業の場合には、以下の特別ルールが適用される。

143. 製造業においては、注文者は、請負者に対し、投入材料にもとづき実施する製造活動の技術仕様を提供する。投入材料（原材料あるいは中間財）については、注文者が提供（所有）する場合もしない場合もありうる。

144. 加工プロセス全部をアウトソーシングする注文者は、同人が、生産プロセスのための投入材料を所有しており、したがって、最終的なアウトプットを所有する場合に限り、製造業に分類されなければならない。

145. 加工プロセス全部をアウトソーシングしているが、投入材料を所有していない注文者は、実際には、再販目的で請負者から完成品を購入しているということになる。この種の活動は、大分類 G（卸売及び小売）に分類される。この場合は、販売の種類及び販売される商品の種類に応じて分類される。¹⁹

【出所】「全経済活動に関する国際標準産業分離第4次改定版（仮約）」（総務省政策統括官付（統計基準担当））

4. 工業統計調査における収入に関する調査項目

工業統計調査における収入項目については、①「製造品出荷額（完成品及び部分品、副産物、製造工程から出たくず・廃物）」、②他企業の事業所から無償支給された原材料又製品を使用して加工（受注加工）を行った対価としての「賃加工収入額」、③ ①及び②以外の収入としての「その他収入額」に大別される。

各収入額及び主な「その他収入額」の概要については次のとおりである。

(1) 製造品出荷額・加工賃収入・その他収入

調査項目	範囲	備考
製造品出荷額	製造品（完成品、部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物）及び委託生産品（自己の所有する原材料又は製造した製品を他企業の国内事業所に支給して製造加工させてそのまま出荷したもの）の出荷額。	船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機などのオーバーホール（自己所有の原材料による修理）を含む。
加工賃収入	他企業の事業所から無償支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の事業所の所有する製品等に加工した際の収入。	船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機などのオーバーホール（他から原材料を受けて行う修理）を含む。
その他収入	「転売収入」、「製造小売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「学術研究・専門・技術サービス収入」など。	知的財産収入、利子・配当などの事業外収入、有形固定資産の売却を含めない。

【出所】工業統計調査「商品分類表」及び「記入の手引き」（経済産業省）より作成

(2) 主なその他収入

収入項目	範囲	備考
転売収入 (仕入商品販売収入)	自ら製造せず、他の事業所(同一企業、海外子会社などを含む)から仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の収入。検査、選別、洗浄、小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工のみを行うものの収入を含む。	委託生産品(他の企業の事業所に原材料を無償支給して製造させた商品)の卸売による収入は含めずに、製造品出荷額とする。
製造小売収入	自ら製造した商品をその場所で消費者へ販売したものの収入。	製造品をインターネットや電話などを通じて販売(いわゆる「無店舗販売」)による収入は含めずに、製造品出荷額とする。
学術研究、専門・技術サービス収入	試験研究、商品検査、測量、計量証明、経営コンサルタント、広告収入、デザイン、機械設計、建築設計、プラントエンジニアリング、プラントメンテナンスによる収入。	製造品と一体化している保守・点検の代金については、製造品と分離して当該項目に含める。
修理工料収入	自動車整備、機械修理、表具、家具修理などによる収入。	製造品の生産工程の一部として他の事業所から原材料を無償支給されて加工を行う場合は、加工賃収入に含める。
サービス業収入(その他)	清掃、廃棄物処理、鉄くず破碎請負、船舶解体請負、液化ガス充てん、LPG充てん、ビルメンテナンス、産業用施設洗浄などによる収入。	廃棄物処理において、廃棄物を加工処理して有価物を出荷している場合は、有価物については製造品出荷額、廃棄物処理により収受した対価はサービス業収入とする。

【出所】工業統計調査「商品分類表」及び「記入の手引き」(経済産業省)より作成

上記の内容について、ファブレスに関連する事業所における形態事例と工業統計調査の

調査項目の関係を整理すると次のとおりとなる。

事業所における形態事例		日本標準産業分類 (大分類)	工業統計調査 調査項目 (注)
製品の 製造販売	自社以外への引渡し	製造業	製造品出荷額
	同一企業の他部門の工場への引渡し	製造業	製造品出荷額
	無店舗により一般消費者へ販売する事業所 (インターネットなどによる通信販売)	製造業	製造品出荷額
	事業所内の店舗において一般消費者へ販売 事業所(製造小売)	小売業	その他収入額 (製造小売収入)
修理	船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自 家用を除く)、航空機及び航空機用原動機の オーバーホール	製造業	製造品出荷額
	上記以外	サービス業	その他収入額 (修理料収入)
購入(仕入)した製品をそのまま他の企業へ転売		卸売業	その他収入額 (転売収入)
自己所有の原材料及び商品を他企業の国内事業所に無償支 給して製造させた製品を自己のブランドで販売する (J S I Cにおける「製造問屋」)		卸売業	製造品出荷額
自己所有の原材料及び商品を他企業の国内事業所に <u>有償</u> 支 給して製造させた製品を自己のブランドで販売 (J S I Cにおける「製造問屋」)		卸売業	その他収入額 (転売収入)
他の企業(国内外にかかわらず)の事業所が保有する原材 料及び商品を <u>無償</u> で支給を受けて、加工処理を行うことで 加工賃を収受 (J S I Cにおける「賃加工業」)		製造業	加工賃収入額
自己所有又は他の企業の事業所から <u>有償</u> で支給された原材 料及び商品に加工処理を行う		製造業	製造品出荷額

(注) 工業統計調査の対象は、「製造業」に属する従業者4人以上の事業所であり、製造加工を行っていない
本社等は除かれる。

5. 工業統計調査における賃加工収入の扱い

- (1) 日本標準産業分類(JSIC)では、他の業者の所有に属する原材料により製造行為を
行う賃加工業についても製造業に含まれるものとしている。

(イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。

【出所】「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」（総務省）

(2) 工業統計調査の商品分類では、原則としてJSICの細分類（4桁）ごとに他企業の所有する原材料・製品を加工して得る加工賃収入に係る分類区分を設定している。

<参考> 工業統計調査における賃加工分類区分（繊維工業の事例・75区分）

賃加工品番号	賃加工品分類名	賃加工品番号	賃加工品分類名
111191	製糸（賃加工）	115291	漁網（賃加工）
111291	化学繊維（賃加工）	115391	網地（漁網を除く）（賃加工）
111391	炭素繊維（賃加工）	115491	レース生地（賃加工）
111491	綿紡績糸（賃加工）	115591	組ひも（賃加工）
111591	化学繊維紡績糸（賃加工）	115691	整毛（賃加工）
111691	毛紡績糸（賃加工）	115791	フェルト・不織布（賃加工）
111791	ねん糸（賃加工）	115891	上塗りした織物・防水した織物（賃加工）
111891	かさ高加工糸（賃加工）	115991	その他の繊維粗製品（製綿を含む）（賃加工）
111991	その他の紡績糸（賃加工）	116191	織物製成人男子・少年服（賃加工）
112191	綿・スフ織物（合成繊維織物を含む）（賃加工）	116291	織物製成人女子・少女服（賃加工）
112291	絹織物（賃加工）	116391	織物製乳幼児服（賃加工）
112292	ビスコース人絹・キュプラ・アセテート長繊維織物（賃加工）	116491	織物製シャツ（賃加工）
112293	合成繊維長繊維織物（賃加工）	116591	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服（賃加工）
112391	毛織物（賃加工）	116592	織物製学校服（賃加工）
112491	麻織物（賃加工）	116691	ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター類などを除く）（賃加工）
112591	細編織物（賃加工）	116791	ニット製アウターシャツ類（賃加工）
112991	その他の織物（賃加工）	116891	セーター類（賃加工）
113191	丸編ニット生地（賃加工）	116991	その他の外衣・シャツ（賃加工）
113291	たて編ニット生地（賃加工）	117191	織物製下着（賃加工）
113391	横編ニット生地（半製品を含む）（賃加工）	117291	ニット製下着（賃加工）
114191	綿・スフ・麻織物機械染色（賃加工）	117391	織物製・ニット製寝着類（賃加工）
114192	合成繊維紡績糸織物機械染色（賃加工）	117491	補整着（賃加工）
114291	絹・人絹織物機械染色（賃加工）	118191	和装製品（足袋を含む）（賃加工）
114292	合成繊維長繊維織物機械染色（賃加工）	118291	ネクタイ（賃加工）
114391	毛織物機械染色・整理（賃加工）	118391	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ（賃加工）
114392	毛風合成繊維織物機械染色・整理（賃加工）	118491	靴下（賃加工）
114491	綿織物機械整理（賃加工）	118591	手袋（賃加工）
114492	絹織物機械整理（賃加工）	118691	帽子（帽体を含む）（賃加工）
114493	その他の織物機械整理（賃加工）	118991	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品（毛皮製を含む）（賃加工）
114591	綿織物手加工染色・整理（賃加工）	119191	寝具（賃加工）
114592	絹織物手加工染色・整理（賃加工）	119291	毛布（賃加工）
114593	その他の織物手加工染色・整理（賃加工）	119391	じゅうたん・その他の繊維製床敷物（賃加工）
114691	綿状繊維・糸染色整理（賃加工）	119491	帆布製品（賃加工）
114692	合成繊維糸・その他の糸染色整理（賃加工）	119591	繊維製袋（賃加工）
114791	ニット・レース染色・整理（賃加工）	119691	刺しゅう製品（賃加工）
114891	繊維雑品染色・整理（起毛を含む）（賃加工）	119791	タオル（賃加工）
115191	ロープ・コード・トワイン（賃加工）	119891	繊維製衛生材料（賃加工）
		119991	他に分類されない繊維製品（賃加工）

【出所】工業統計調査「商品分類表」より作成

6. 生産物分類の策定に当たっての基本的な考え方

- (1) いわゆる“ファブレス”の形態は、企業の経営戦略（経営資源の効率的活用、市場ニーズの変化に対する柔軟な対応、経営ノウハウの管理など）の影響から、企業によりその内容に相違が見られる。
- (2) また、分類における格付けについても我が国と国際分類との間に相違があるが、日本標準産業分類及び国際標準産業分類ともに今後改定に向けた検討が予定されているものの、その方向性については定まっていない。
- (3) したがって、製造業の生産物分類策定に係る検討においては、当面、現行の日本標準産業分類及び工業統計調査の品目分類における扱いを前提として進める。
- (4) なお、賃加工の設定方針については、現行の工業統計調査の商品分類における分類区分に基づくものとするが、賃加工業を行う事業所の実態等を把握した上で、生産物分類の設定における分類構成や粒度について別途検討を行う。
- (5) 上記の考え方に基づいて、前述の2. の事例の生産物分類について整理を行うと次のとおりとなる。

事例1：カジュアル衣料品メーカーA社

<自社において製造加工を行っていない場合>

- 卸売サービス（事業部門本体における製品企画・小売店への卸売）
- 小売サービス（事業部門の各小売店）

<自社においても製造加工を行っている場合>

① 自己所有の原材料を他企業の事業所に無償で支給し製造させ、自己ブランドにより販売した場合

- 繊維工業品製造業の生産物（事業部門本体における製品企画・小売店への卸売）
- 小売サービス（事業部門の各小売店）

② 自己所有の原材料を他企業の事業所に有償で支給し製造させ、自己ブランドにより販売した場合

- 卸売サービス（事業部門本体における製品企画・小売店への卸売）
- 小売サービス（事業部門の各小売店）

事例2：センサ・測定機器メーカーB社

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業の生産物（本社）

事例3：飲料メーカーC社

- 飲料・たばこ・飼料製造業の生産物（本社）

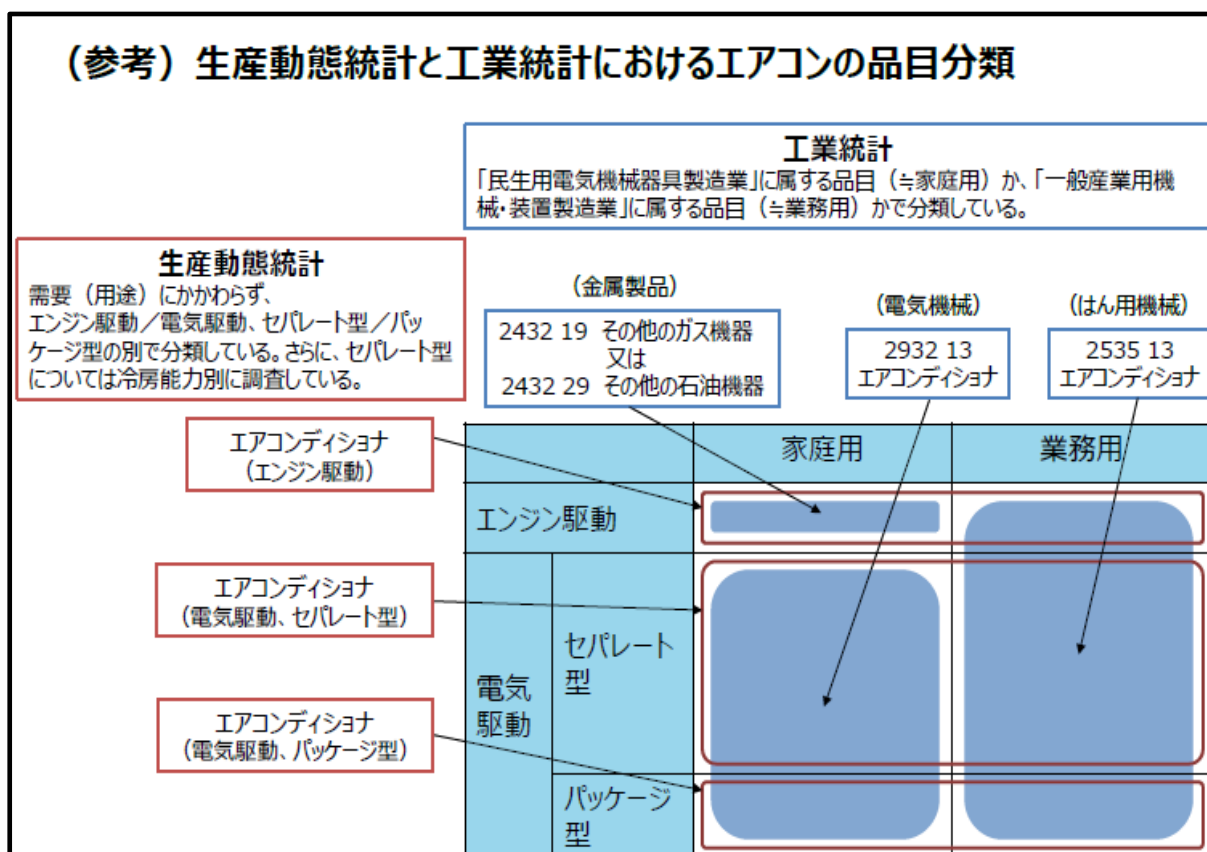
III 工業統計調査と経済産業省生産動態統計

製造業における生産物分類策定の検討に際しては、統計委員会国民経済計算体系的整備部会（SNA部会）における議論を踏まえ、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査のそれぞれの一次統計としての制度目的が異なる点にも配慮しつつ、両調査における品目分類の相違点についても検討項目の1つとする。

＜参考＞工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査の品目分類の相違事例

(1) 品目の区分概念が「用途」と「性能」とに異なるケース

＜事例：民生用エアコン＞



【出所】「工業統計と生産動態統計の比較結果」（統計委員会 第12国民経済計算体系整備部会 経済産業省提出資料 2018年10月）

(2) 品目が格付けられる「中分類」が異なるもの

<事例：炭素繊維>

●工業統計調査（中分類 1 1 繊維工業）

日本標準産業分類			工業統計品目分類	
中分類名	小分類名	細分類名	品目番号	品目分類名
11 繊維工業品	111 製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業	1113 炭素繊維製造業	111311	炭素繊維

●経済産業省生産動態統計調査（製品月表 7.窯業土石（建材）製品）

生産動態統計				
公表区分	調査票番号	調査票様式	生産動態統計調査品目	
7 窯業・土石(建材)製品	7260	炭素製品・研削砥石月報	炭素製品・研削砥石>炭素製品	炭素繊維

<事例：くぎ>

●工業統計調査（中分類 2 4 金属製品製造業）

日本標準産業分類			工業統計品目分類	
中分類名	小分類名	細分類名	品目番号	品目分類名
24 金属製品製造業	247 金属線製品製造業（ねじ類を除く）	2471 くぎ製造業	247111 247112 247119	鉄丸くぎ 鉄特殊くぎ その他のくぎ

●経済産業省生産動態統計調査（製品月表 1. 鉄鋼）

生産動態統計				
公表区分	調査票番号	調査票様式	生産動態統計調査品目	
1 鉄鋼	1070	鉄鋼月報(その7) 磨棒棒・線類・铸铁管・鉄鋼加工製品	鉄鋼加工製品	鉄くぎ

(3)品目の採用状況が異なるもの

<事例：電気照明器具>

●工業統計調査（中分類 2 9 電気機械機器具製造業）

日本標準産業分類				工業統計品目分類	
中分類名	小分類名	細分類名		品目番号	品目分類名
29 電気機械器具製造業	294 電球・電気照明器具製造業	2942	電気照明器具	294211	白熱電灯器具

●経済産業省生産動態統計調査（製品月表 4. はん用・生産用・業務用機械）

生産動態統計				
公表区分	調査票番号	調査票様式	生産動態統計調査品目	
4 はん用・生産用・業務用機械	2320	機械器具月報(その32)電球、配線及び電気照明器具	電球、配線及び電気照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・白熱灯器具 ・自動車用器具 (二輪自動車用を含む) ・LED器具(自動車用を除く)

IV 製造小売の扱いについて

1. J S I Cにおける製造小売の扱い

- J I S Cでは、自ら製造した製品を店舗によりその場所で個人又は家庭用消費者へ販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず小売業に分類される。

(図表 1) 日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) (抜粋)

大分類 I - 卸売業, 小売業	
総 説	
小売業	
(2) 製造小売業	
	製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業(菓子屋、パン屋などにこの例が多い)は製造業とせず、小売業に分類される。
	なお、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類 E - 製造業に分類される。
586 菓子・パン小売業	
5861 菓子小売業 (製造小売)	主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場所で小売する事業所をいう。
5862 菓子小売業 (製造小売でないもの)	主として各種の菓子類、あめ類を小売する事業所 (製造小売を除く) をいう。
5863 パン小売業 (製造小売)	主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場所で小売する事業所をいう。
5864 パン小売業 (製造小売でないもの)	主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所 (製造小売を除く) をいう。

(注) J S I C 第 10 回改定 (平成 5 年 10 月) 時点では、上記のほか、「男子服小売業」、「豆腐・かまぼこ等加工食品小売業」、「家具小売業」、「建具小売業」、「畳小売業」、「宗教用具小売業」においても細分類で製造小売と製造小売でないものを区分していたが、第 11 回改定 (平成 14 年 3 月) において統合された。

2. 経済センサス - 活動調査における製造小売の扱い

- 経済センサス - 活動調査では、菓子とパンの小売部門の年間商品販売額について、「製造」と「非製造」に区分して把握している。

(図表 2) 平成 28 年経済センサス - 活動調査 分類表 (卸売業、小売業) (抜粋)

小売部門		
分類番号	商品名	内容例示
5861	菓子(製造)	和菓子, 洋菓子, 干菓子, だ菓子, あめ類, 焼いも, 甘ぐり, アイスクリーム, 塩豆, ピーナッツ菓子, ケーキ, せんべい, もち, まんじゅうなど
5862	菓子(非製造)	和菓子, 洋菓子, 干菓子, だ菓子, あめ類, ガム, 焼いも, 甘ぐり, アイスクリーム, 塩豆, ピーナッツ菓子, ケーキ, せんべい, もち, まんじゅうなど
5863	パン(製造)	食パン, 菓子パン, フランスパンなど{調理パン(サンドイッチ, ハンバーガーなど)を除く→調理パンは 5895}
5864	パン(非製造)	食パン, 菓子パン, フランスパンなど{調理パン(サンドイッチ, ハンバーガーなど)を除く→調理パンは 5895}

3. 産業連関表における製造小売の扱い

- 産業連関表では、製造小売業の経済活動を、製造活動と小売活動に分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上している。

4. 国際分類における製造小売の扱い

- I S I C、N A I C S及びN A C Eの産業分類では、共通して卸売業・小売業に含まれる産業は、商品を加工・変質せずに販売することが求められており、明示される範囲や表現に違いはあるものの、製造小売は共通して製造業に分類されると考えられる。
- しかし、C P C、N A P C S及びC P Aの生産物分類では、製造品と製造小売品の区分は行われていない模様。

(図表3) 国際標準産業分類 (I S I C) (抜粋)

C 製造業 総説

(中略) パン屋や注文で仕立てる洋服屋といった、製品が販売されているのと同じ構内で作られた製品の一般向け販売に従事している事業単位もこの大分類に含まれる。(以下略)

(図表4) 北米産業分類システム (N A I C S) (抜粋)

大分類 31 - 33 - - 製造業 T 総説

(中略) 同じ構内で製造した製品を一般大衆に販売する事業所、例えばベーカリー、菓子屋、注文服店などもこの大分類に含まれる。(以下略)

31181 パン・パン菓子製品製造業

311811 パン菓子製造小売業

主として、調理された生地からではなく小麦粉を原料として、すぐに消費する目的ではなく、施設内で製造されたパンその他のパン菓子製品を小売する米国事業所をいう。

311812 パン菓子製造卸売業

主として、焼きたてパン、冷凍パン、ロールパン及びその他の焼きたてパン菓子製品(クッキーやクラッカーを除く)を製造する米国事業所をいう。

(図表5) 欧州共同体経済活動統計分類 (N A C E) (抜粋)

C 製造業 中分類 10 食品の製造

(中略) 活動のなかには、生産者の店舗で製品が小売販売される場合でも製造とみなされるものがある(例えばパン屋、ケーキ屋、精肉店など、自らの生産品を販売する店舗の活動) (以下略)

5. 製造小売業に類似する経済活動の事例

(1) アパレル業界等におけるSPA（製造小売業）

- SPA (specialty store retailer of private label apparel) とは、素材調達や企画開発、製造、販売などを自社で一貫して行う業態。製造は中国や東南アジアの海外工場に委託していることが多い。米ギャップ社のフィッシャー会長が1986年に提唱。

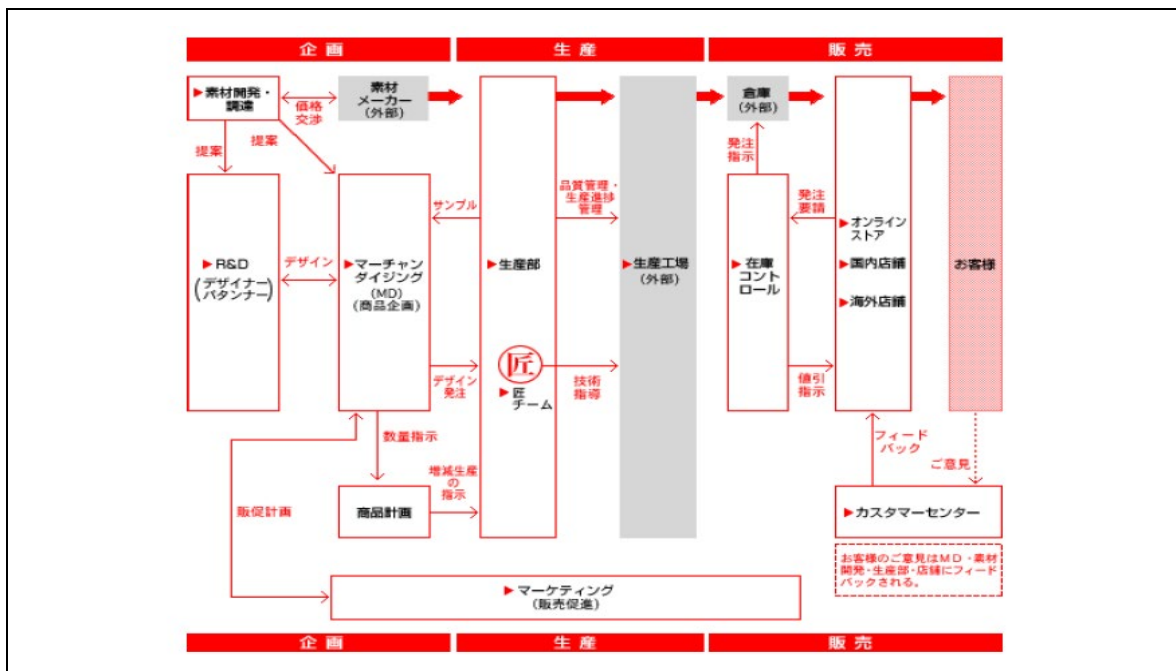
(注) 【出所】会社四季報業界地図2020年版(東洋経済新報社)

- これらの企業及び本社事業所は、現行のJ S I Cでは、主として卸売業又は小売業として格付けられているが、自ら製造した製品をその場所で販売しているわけではないので、J S I Cにおける「製造小売業」には当たらない。

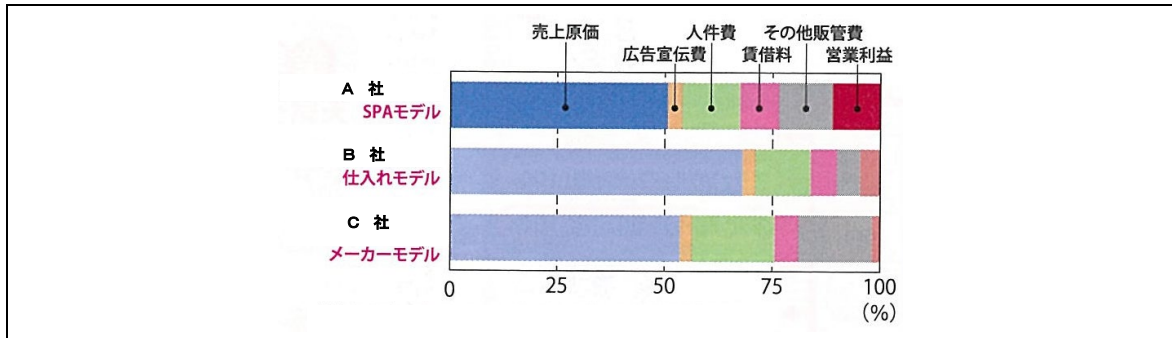
ただし、これらの企業における製造活動が各種統計においてどのように把握されているのかについては不明であり、今後、確認する必要あり。

- 近年は、アパレル業界のみならず、食品、生活雑貨、家具等の業界でもSPAモデルを標榜する企業あり。

(図表6) 某アパレル企業のビジネスモデル



(図表7) ビジネスモデル別の売上高に占める原価、各種経費の割合

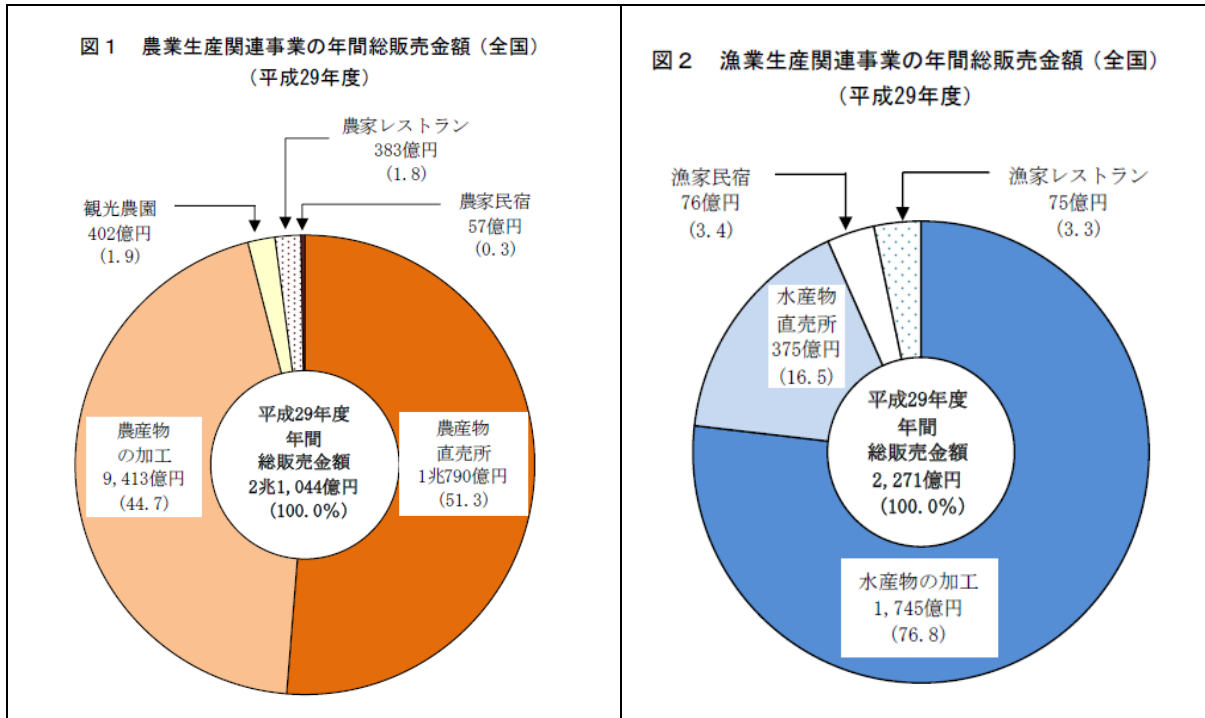


【出所】 会社四季報業界地図 2020 年版 (東洋経済新報社) ※企業名等は事務局において匿名化した。

(2) 農林漁業の6次産業化

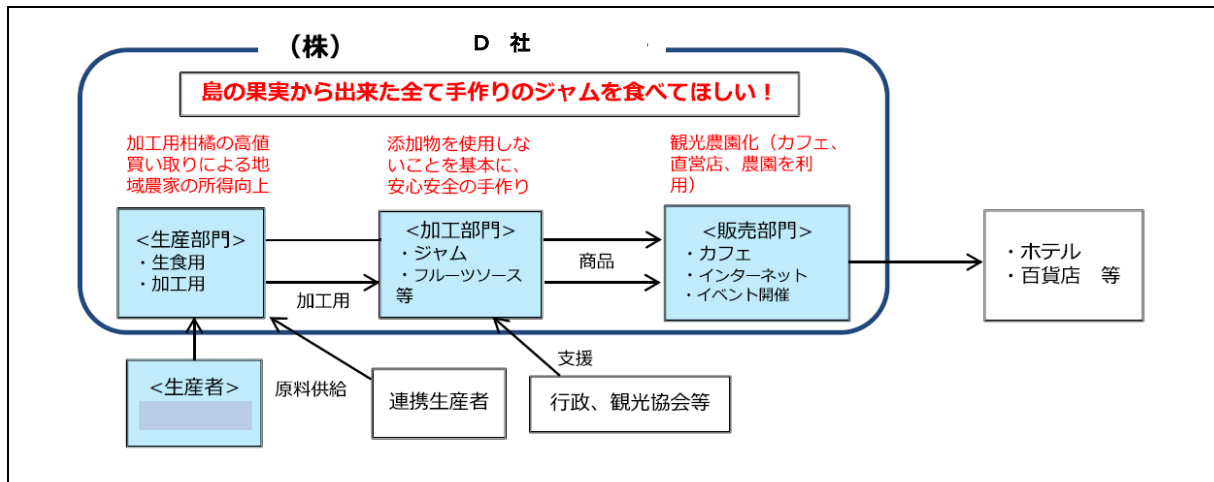
- 農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
- 6次産業化に取り組む農業・漁業経営体では、農林水産物の生産、自ら生産した農林水産物の加工及び店舗等による販売が一体的に行われており、それぞれの付加価値をどのように把握するかが課題。

(図表 8) 農業及び漁業生産関連事業の年間総販売金額 (平成 29 年度)



【出所】「6次産業化総合調査 (平成 29 年度)」(農林水産省)

(図表 9) 農業の 6 次産業化の例



【出所】「6次産業化の取組事例集 (平成 31 年 2 月)」(農林水産省) ※企業名等は事務局において匿名化した。

6. 生産物分類の策定に当たっての基本的な考え方

- J S I C及び経済センサス-活動調査の調査品目として既に分類されている「パン」、
「菓子」については、産業連関表における推計のため、生産物分類においても「製造」、
「製造小売」及び「小売」を区分する方向で検討する。
- アパレル業界等におけるSPAモデルについては、J S I Cにおける製造小売業には
当たらないが、前述IIのファブレス企業としての側面も含めて、当該企業及び傘下事業
所の経済活動のアウトプットを生産物としてどのように分類するかについて、既存統計
における取扱いの確認や業界等へのヒアリング等による実態把握を通じて、その在り方
を検討する。
- 農林漁業の6次産業化により生産される製造品を含め、既存の「パン」及び「菓子」
以外に「製造小売」として区分する必要がある製造品を関係府省庁等から把握するとと
もに、関係する業界等へのヒアリング等により、その生産の実態や区分可能性を把握し、
「製造小売」としての設定の可否について検討する。